

千葉県地方港湾審議会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、事前に申込みの上、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴者は受付で、傍聴証、傍聴要領及び会議資料を受け取ってください。なお、傍聴証は会場を退場するまで携帯し、退場の際に受付に返却してください。
- (3) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の5日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申出ください。

※電話、メール、FAX等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為はしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、議長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

附 則

この要領は平成18年1月31日から施行する。

附 則

この要領は令和6年12月25日から施行する。